

グリーンプラス（CO₂フリー）利用規約

第1条（目的）

この利用規約（以下「本規約」といいます。）は、出光興産株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するグリーンプラス（CO₂フリー）（以下「本サービス」といいます。）の利用条件等を定めたものです。

第2条（定義）

本規約において定義される言葉は、以下によるものとします。

（1）電気契約

本サービスを利用するにあたり必要となる、当社「電気需給約款（低圧）」および「SP 要綱」、
「AP 要綱」または「低圧電力要綱」に基づく電気需給契約

（2）会員

本規約の内容に同意し、当社指定の様式に従って本サービスの利用を申込み、当社が申込みを承諾した個人または法人

第3条（要綱）

1. 本サービスは、当社が、再生可能エネルギー指定の非化石証書の使用により、実質的に再生可能エネルギー電気 100%の調達を実現し、会員に供給するサービスです。

2. 当社が使用する非化石証書は、一般社団法人日本卸電力取引所の運営する非化石価値取引市場で取引される再生可能エネルギー指定の非化石証書および当社が相対取引によって調達した固定価格買取制度の対象とならない再生可能エネルギー電源と併せて調達したものとします。

3. 非化石証書は前項のとおり市場取引および相対取引によって調達することから、本サービスのために十分な量を調達できない場合があります。

4. 非化石証書の購入実績は、環境省・経済産業省が公表する電気事業者別排出係数におけるメニュー別調整後排出係数の公表をもって報告するものとします。

第4条（適用）

1. 申込み

本サービスの利用を希望するお客様は、あらかじめ本規約に同意の上、当社指定の様式によって申込みを行うものとします。

2. 適用条件

当社と電気契約を締結していること。

3. 適用開始

(1) 電気契約と同時に申込む場合

電気契約の需給開始日から適用します。

(2) 電気契約開始以降に申込む場合

原則として、本サービスの申込みがなされた日が属する月の翌月 1 日または翌々月 1 日より適用します。

4. 適用終了

本サービスの利用期間は、原則として、電気契約が終了した日に終了します。

なお、お客様より本サービス利用中止のお申し出があった場合、原則として、お申し出があった月の翌月末に終了します。

5. 料金

本サービスの料金は次のとおり算定し、各月の電気契約の料金に加算します。

本サービスの料金 = 電気契約の使用電力量 × 本サービス料金単価

本サービス料金単価

使用電力量 1 キロワット時につき	2 円 00 銭
-------------------	----------

6. 適用解除

当社は、会員が本サービスを継続することを不相当と判断した場合、本サービスの適用を解除します。

第5条（本規約の変更・終了）

当社は本規約を変更または終了することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間において、変更または終了のお知らせおよび終了日を当社ウェブサイト等の電子情報処理組織を使用する方法またはその他の情報通信の技術を利用する方法により通知します。

第6条（その他）

その他事項については、当社「電気需給約款（低圧）」に定めるところによるものとします。

2021年1月22日制定

2021年4月9日改定

出光興産株式会社